

議案第323号

大阪市立有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例案

大阪市立有料自転車駐車場条例（平成18年大阪市条例第87号）の一部を次のように改正する。

第4条第7項第3号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「女子」を「女子及び同条第2項に規定する配偶者のない男子」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

平成26年9月9日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

有料自転車駐車場の利用料金の減額を申請することができる者の範囲を改めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市立有料自転車駐車場条例（抄）

（利用料金）

第4条 省 略

2 - 6 省 略

7 次の各号のいずれかに該当する者の属する世帯（前項の規定により利用料金の減額を受けている者の属する世帯を除く。以下この項において同じ。）の構成員（1世帯につき1人に限る。）は、1の有料自転車駐車場に限り、利用料金の減額を指定管理者に申請することができる。この場合において、当該指定管理者は、当該利用料金の5割を減額することができる。

(1)-(2) 省 略

(3) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者  
母子及び父子並びに寡婦福祉法

のない女子及び同条第2項に規定する配偶者のない男子で、児童扶養手当法第3条第1項に規定する児童を養育している者

(4) 省 略

8 - 9 省 略